



三重県公報

令和3年3月25日(木)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
------	------	------	-----

公 告

令和3年度三重県一般会計予算等の公表

(財 政 課) 1

公 告

令和3年度三重県一般会計予算等が令和3年3月23日成立しましたので、次のとおり公表します。

令和3年3月25日

三重県知事 鈴木英敬

令和3年度三重県一般会計予算

令和3年度三重県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ788,197,215千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 県	税	千円 237,362,000
	1 県 民 税	72,998,000
	2 事 業 税	51,950,000
	3 地 方 消 費 税	54,424,000
	4 不 動 産 取 得 税	4,017,000
	5 県 た ば こ 税	1,899,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,569,000
	7 自 動 車 税	29,139,000
	8 鉦 区 税	3,000
	10 軽 油 引 取 税	20,915,000
	11 狩 猟 税	19,000
	12 産 業 廃 棄 物 税	429,000

2	地方消費税清算金		75,454,000
1	地方消費税清算金		75,454,000
3	地方譲与税		23,629,000
2	石油ガス譲与税		74,000
3	地方揮発油譲与税		2,412,000
4	森林環境譲与税		143,000
5	自動車重量譲与税		178,000
6	特別法人事業譲与税		20,822,000
4	地方特例交付金		1,250,000
1	地方特例交付金		1,250,000
5	地方交付税		147,300,000
1	地方交付税		147,300,000
6	交通安全対策特別交付金		409,000
1	交通安全対策特別交付金		409,000
7	分担金及び負担金		2,264,486

	1 分	担	担	金	86,524		
	2 負	担	担	金	2,177,962		
8 使用材料及び手数料	1 使	用	料		8,842,409		
	2 手	数	料		5,785,422		
9 国庫支出金					120,104,972		
	1 国	庫	負	担	金	50,386,118	
	2 国	庫	補	助	金	67,654,780	
10 財産収入	3 委		託	金	2,064,074		
					1,503,622		
	1 財	産	運	用	収	入	505,836
11 寄附金	2 財	産	売	払	収	入	997,786
	1 寄		附		金	35,410	
12 繰入					22,266,451		

	1 特別会計繰入金	137,619
	2 基金繰入金	22,128,832
14 諸収入		20,114,865
	1 延滞金、加算金及び過料等	308,918
	2 県預金利子	1,848
	3 公営企業貸付金元利収入	2,590,043
	4 貸付金元利収入	3,876,033
	5 受託事業収入	1,961,627
	6 収益事業収入	4,245,022
	7 利子割精算金収入	100
	8 雑収入	7,131,274
15 県債		127,661,000
	1 県債	127,661,000
	歳入合計	788,197,215

歳 出

款	項	額
1 議 会 費		1,412,124
	1 議 会 費	1,412,124
2 総 務 費		50,881,508
	1 総 務 管 理 費	11,573,720
	2 企 画 費	1,159,426
	3 統 計 調 査 費	429,210
	4 徴 税 費	11,627,797
	5 生 活 文 化 費	4,524,769
	6 地 域 振 興 費	7,457,686
	7 選 挙 費	1,107,551
	8 防 災 費	2,733,065
	9 人 事 委 員 会 費	115,536
10 監 査 委 員 費	229,513	

	12	ス ポ ー ツ 推 進 費	9, 923, 235
3 民 生 費			113, 327, 785
	1	社 会 福 祉 費	86, 302, 159
	2	児 童 福 祉 費	24, 311, 128
	3	生 活 保 護 費	2, 695, 639
	4	災 害 救 助 費	18, 859
4 衛 生 費			71, 554, 283
	1	公 衆 衛 生 費	53, 008, 221
	2	環 境 衛 生 費	162, 155
	3	保 健 所 費	64, 764
	4	医 薬 費	5, 096, 060
	5	病 院 費	5, 071, 306
	6	環 境 保 全 費	8, 151, 777
5 労 働 費			1, 593, 641
	1	労 政 費	682, 688

	2 職 業 訓 練 費	811,662
	3 労 働 委 員 会 費	99,291
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	33,519,236
	2 畜 産 業 費	10,660,237
	3 農 地 費	1,565,277
	4 林 業 費	9,204,566
	5 水 産 業 費	8,289,503
7 商 工 費		3,799,653
	1 商 工 業 費	17,344,653
8 土 木 費		17,344,653
	1 土 木 管 理 費	76,873,685
	2 道 路 橋 り よ う 費	22,772,873
	3 河 川 海 岸 費	28,543,144
	4 港 湾 費	14,528,349
		3,383,702

5	都 市 計 画 費	6,603,285
6	住 宅 費	1,042,332
9	警 察 費	38,454,156
1	警 察 管 理 費	34,745,117
2	警 察 活 動 費	3,709,039
10	教 育 費	164,209,649
1	教 育 総 務 費	23,561,843
2	小 学 校 費	53,915,166
3	中 学 校 費	30,011,886
4	高 等 学 校 費	33,040,144
5	特 別 支 援 学 校 費	12,997,813
6	社 会 教 育 費	598,508
7	保 健 体 育 費	518,115
8	私 学 振 興 費	8,192,524
9	私 立 幼 稚 園 費	1,373,650

11 災 害 復 旧 費			8,303,867
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費		2,369,701
12 公 債 費	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		5,934,166
	1 公 債 費		111,286,793
13 諸 支 出 金	1 地 方 消 費 税 清 算 金		111,286,793
	2 利 子 割 交 付 金		99,385,835
	3 配 当 割 交 付 金		53,188,224
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		281,359
	5 法 人 事 業 税 交 付 金		1,325,979
	6 地 方 消 費 税 交 付 金		757,227
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		3,603,117
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		38,205,129
	9 環 境 性 能 割 交 付 金		1,104,530
			100
			920,070

	10	利子割精算金	100
14	予備費		50,000
		1	予備費
歳出		合計	788,197,215

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
SNS情報収集サービス利用料にかかる契約	令和4年度～令和5年度		1,980 千円
メール配信システム再構築及び運用・保守業務委託に係る契約	令和4年度～令和8年度		60,000
地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業に係る助成金	令和3年度～債務完了の年度		40,000
広報紙版下制作等業務委託に係る契約	令和4年度		10,119
広報紙印刷業務委託に係る契約	令和4年度		30,008
職員研修実施運営業務委託に係る契約	令和3年度～令和4年度		23,079
総務事務課労働者派遣業務委託に係る契約	令和4年度		6,155
地方公会計システム再構築及び運用保守業務委託	令和4年度～令和8年度		5,500
総合税システム検証用機器保守業務延長に係る契約	令和4年度		476
伊賀庁舎非常用発電設備改修工事に係る契約	令和3年度～令和4年度		119,927
本庁舎議事堂リモーターユニット改修工事に係る契約	令和4年度		137,766
行政事務用機器賃借に係る契約	令和4年度～令和10年度		133,950
施設設備保全業務委託等に係る契約	令和4年度～令和7年度		3,832

施設設備保全業務委託等に係る契約	令和3年度～令和6年度	1,376,364
三重県指定難病等医療費助成システムの導入および運用保守業務委託	令和4年度～令和8年度	7,800
三重県立図書館総合システム開発・運用保守業務に関する委託契約	令和3年度～令和8年度	87,395
総合博物館「令和4年度春の企画展」展示ディスプレイ、パネル等製作業務委託に係る契約	令和3年度～令和4年度	2,037
総合博物館「令和4年度春の企画展」資料の輸送・展示作業業務委託に係る契約	令和3年度～令和4年度	2,606
三重県立美術館排煙設備等改修工事	令和3年度～令和4年度	68,013
宇田荻邸展（仮称）開催に係る契約	令和3年度～令和4年度	10,376
水中陽イオン陰イオン測定装置（UV検出器付）及びポータブル分析計の貸借に係る契約	令和4年度～令和10年度	50,595
みえ県民交流センターの指定管理に係る協定	令和3年度～令和8年度	132,415
四日市市大矢知町・平津町地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約（舗装工事）	令和4年度	56,000
四日市市大矢知町・平津町地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約（法面工事）	令和4年度	100,000
桑名市五反田地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約（施設撤去及び事業地復旧工事）	令和4年度	319,000
木曾岬干拓地環境影響評価業務委託に係る契約	令和4年度～令和5年度	106,525
農業経営近代化資金利子補給契約	令和4年度～令和23年度	融資総額2,000,000千円を限度として年利率1.30%以内で利子補給する。
天災融資法に係る資金利子補給契約	令和3年度～令和10年度	融資総額40,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。

天災融資法に係る損失補償契約	令和3年度～令和10年度	融資総額40,000千円を限度として融資機関が被る損失の50%を限度として損失補償する。
農業経営改善促進資金利子補給契約	令和4年度	融資総額400,000千円を限度として年利率4.0%以内で利子補給する。
公益財団法人三重県農林水産支援センターが公益社団法人全国農地保有合理化協会から借り入れられる担い手支援資金に係る損失補償契約	令和3年度～令和13年度	73,000 外に約定に基づき延滞金及び違約金相当額
土地改良事業（徳田地区ほか9地区）に係る契約	令和4年度	700,000
農地防災事業（木曾岬2期地区ほか7地区）に係る契約	令和4年度	458,000
みえ森林・林業アガミ一拠点整備事業 新校舎の建築工事に係る契約	令和4年度	291,000
治山事業（東又谷地区ほか6地区）に係る契約	令和4年度	562,000
漁業近代化資金利子補給契約	令和4年度～令和26年度	融資総額1,300,000千円を限度として年利率2.0%以内で利子補給する。
漁業経営維持安定資金利子補給契約	令和4年度～令和21年度	融資総額600,000千円を限度として年利率2.0%以内で利子補給する。
漁業経営改善促進資金利子補給契約	令和4年度	融資総額20,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。
真珠養殖業者の経営支援に係る農林漁業セーフティネット資金利子助成契約	令和4年度～令和14年度	融資総額300,000千円を限度として年利率0.5%以内で利子助成する。
漁業近代化資金等保証料助成契約	令和4年度～令和21年度	融資総額900,000千円を限度として年率1.0%以内で保証料を助成する。
水産基盤整備関係事業（錦地区ほか2地区）に係る契約	令和4年度	640,000
鈴鹿山麓研究学園都市センター解体工事に係る契約	令和4年度	267,955
障がい者委託訓練業務委託に係る契約	令和4年度	3,960

離職者等再就職訓練業務委託に係る契約	令和4年度～令和5年度	97,702
三重県中小企業融資制度利子補給補助金	令和4年度～令和19年度	融資総額11,600,000千円を限度として年利率0.5%以内
三重県中小企業融資制度損失補償補助金	令和4年度～令和20年度	融資総額300,000千円を限度として信用保証協会が代位弁済によって被る損失の50%以内
三重県中小企業融資制度損失補償補助金	令和4年度～令和20年度	融資総額500,000千円を限度として信用保証協会が代位弁済によって被る損失の50%以内
県・市町連携型融資制度補助金	令和4年度～令和14年度	融資総額1,000,000千円を限度として年利率0.5%以内
成長産業立地補助金	令和4年度～令和6年度	160,000
成長産業立地補助金	令和4年度～令和5年度	40,000
成長産業立地補助金	令和4年度～令和9年度	410,000
成長産業立地補助金	令和4年度～令和8年度	282,000
成長産業立地補助金	令和4年度～令和7年度	196,000
成長産業立地補助金	令和4年度～令和9年度	410,000
外資系企業アジア拠点立地補助金	令和4年度～令和5年度	80,650
三重県営サンアリーナ冷温水発生機更新に係る契約	令和4年度	243,878
三重県土地開発公社が公共用地を先行取得することに係る契約	令和3年度～債務完了の年度	用地取得費5,400,000千円と事務費及び利子に相当する額
三重県土地開発公社が公共用地を先行取得のため借り入れる事業資金に対する債務保証契約	令和3年度～債務完了の年度	1,000,000

公共土木施設維持管理事業（トンネル防災設備等保守点検） 業務委託に係る契約	令和4年度	35,300
公共土木施設（流域分野）維持管理事業（維持修繕等）に係る契約	令和4年度	404,700
高速道路関連施設整備対策事業に係る契約	令和4年度	51,500
道路事業（国道365号ほか128路線）に係る契約	令和4年度～令和6年度	14,218,150
河川事業（鍋田川ほか41河川）に係る契約	令和4年度～令和6年度	4,958,000
ダム事業（堰堤維持等）に係る契約	令和4年度	90,000
治水ダム建設事業（鳥羽河内ダム）に係る契約	令和4年度	670,000
砂防事業（小滝川ほか89河川・地区）に係る契約	令和4年度	3,186,000
港湾・海岸事業（的矢港海岸ほか27港湾・海岸）に係る契約	令和4年度	2,460,000
街路事業（外宮度会橋線ほか6路線）に係る契約	令和4年度	341,000
都市公園事業（熊野灘臨海公園ほか4公園）に係る契約	令和4年度	214,000
新「県営住宅管理システム」再構築・賃貸借及び運用保守業務委託に係る契約	令和4年度～令和9年度	48,683
災害復旧事業（令和3年被災箇所）に係る契約	令和4年度	500,000
三重県自治体情報セキュリティクラウド再構築・保守運用に係る契約	令和4年度～令和8年度	386,320
三重県行政WANユニーザ認証システム再構築・保守委託業務に係る契約	令和4年度～令和9年度	176,438

個人番号利用事務系ネットワークにおけるセキュリティ対策業務委託の延長に係る契約	令和4年度	1,925
三重県行政WANユーザ認証システム設計・機器調達・構築・保守業務委託の延長に係る契約	令和4年度	3,861
旧株式会社三重ソフトウェアセンター社屋解体業務に係る負担金	令和4年度	20,074
国費旅費管理システム機器賃借に係る契約	令和4年度～令和9年度	4,718
宿用寝具賃借に係る契約	令和4年度～令和6年度	10,088
留置施設用寝具賃借に係る契約	令和4年度～令和6年度	5,655
運転免許センター中型汎用電算機器賃借に係る契約	令和4年度～令和6年度	267,911
警務警察運常用機器賃借に係る契約	令和4年度	66
自動体外式除細動器（AED）賃借に係る契約	令和4年度～令和8年度	4,280
採用試験問題作成等委託に係る契約	令和3年度～令和4年度	754
警察官採用募集広告に係る契約	令和4年度	748
警察電話機器賃借に係る契約	令和4年度～令和10年度	12,648
写真集中処理用機器賃借に係る契約	令和4年度～令和9年度	3,425
鑑識警察賃貸借に係る契約	令和4年度～令和8年度	12,087
科学捜査機器賃借に係る契約	令和4年度～令和10年度	10,337

交通情報総合管理システム等機器保守委託に係る契約	令和4年度	792
交通規制システム保守委託に係る契約	令和4年度～令和8年度	5,016
運転免許試験実施用機器賃借に係る契約	令和4年度～令和10年度	3,153
運転免許証交付等事務用機器保守業務委託に係る契約	令和4年度	763
運転免許証交付等事務用機器賃借に係る契約	令和4年度	35
大台警察署建築工事設計業務委託	令和4年度	88,293
交番建築工事費（朝日町地区）	令和4年度	46,267
尾鷲警察署改修工事設計業務委託	令和4年度	31,965
統一校務支援システムサーバ更新及び運用保守業務委託に係る契約	令和4年度～令和9年度	50,396
高等学校等就学支援金に係る支給	令和4年度	527,904
学び直し支援金に係る支給	令和4年度	108
高等学校等修学奨学金返還金の口座振替収納に関する事務処理業務委託に係る契約	令和4年度～令和5年度	2,470
学校納付金口座振替収納に関する事務処理委託に係る契約	令和4年度～令和5年度	17,452
盲学校および聾学校校舎移転等工事設計委託に係る契約	令和4年度	217,500
教職員人事管理システム保守委託に係る契約	令和4年度	3,419

教職員人事管理システム保守SEサポート業務委託に係る契約	令和4年度	1, 898
教職員人事管理システムデータ抽出業務委託に係る契約	令和4年度	2, 376
教職員人事管理システム用サーバー機器の賃貸借に係る契約	令和4年度	1, 784
教職員人事管理システム用ファイアウォール機器の賃貸借に係る契約	令和4年度	367
教職員人事管理システム用データセンターハウジングサービスに係る契約	令和4年度	991
県立学校における情報教育用パソコンのリースに係る契約	令和4年度～令和8年度	259, 634
みえスタディ・チェック等システム運用保守業務委託に係る契約	令和4年度～令和7年度	7, 600
不登校支援事例データベースシステム構築及び運用保守業務委託に係る契約	令和4年度～令和5年度	2, 646
コンピュータネットワーク総合研修システム再リースに係る契約	令和4年度	4, 726
県議会本会議反訳業務に係る契約	令和4年度	375
県議会委員会反訳業務に係る契約	令和4年度	1, 338
「みえ県議会だより」版下制作等業務委託に係る契約	令和4年度	770
「みえ県議会だより」印刷業務委託に係る契約	令和4年度	14, 322
議事堂受付業務社員派遣に係る契約	令和3年度～令和5年度	10, 091

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自動車管理事業運営費	千円 12,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	8.5以内 %	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
人事管理事務費	8,000	"	"	"
給与総務事務費	14,000	"	"	"
総務事務費	35,000	"	"	"
県庁舎等維持修繕費	736,000	"	"	"
地域情報化推進事業費	12,000	"	"	"
電算管理費	258,000	"	"	"
みえ県民交流センター管理事業費	12,000	"	"	"
隣保館整備費補助金	40,000	"	"	"
総合文化センター舞台関連主設備計画修繕等事業費	25,000	"	"	"
総合文化センター施設保全事業費	478,000	"	"	"

図書館管理運営費	83,000	〃	〃	〃	〃
美術館管理運営費	6,000	〃	〃	〃	〃
斎宮歴史博物館管理運営費	3,000	〃	〃	〃	〃
地方拠点都市地域事業促進費	191,000	〃	〃	〃	〃
木曾岬干拓地整備事業費	1,323,000	〃	〃	〃	〃
鉄道利便性・安全性確保等対策事業費	35,000	〃	〃	〃	〃
防災行政無線整備事業費	871,000	〃	〃	〃	〃
防災へリコプター運航管理費	139,000	〃	〃	〃	〃
防災情報プラットフォーム事業費	30,000	〃	〃	〃	〃
DONETを活用した津波予測・伝達システム等展開事業費	1,000	〃	〃	〃	〃
ドリームオアシヤンスタジアム事業費	5,000	〃	〃	〃	〃
三重交通Gスポーツの杜伊勢事業費	84,000	〃	〃	〃	〃
三重交通Gスポーツの杜鈴鹿事業費	132,000	〃	〃	〃	〃
障がい者の地域移行受け皿整備事業費	194,000	〃	〃	〃	〃
介護サービス基盤整備補助金	337,000	〃	〃	〃	〃
介護サービス施設整備等推進事業費	5,000	〃	〃	〃	〃
放課後児童対策事業費補助金	26,000	〃	〃	〃	〃

次世代育成支援特別保育推進事業補助金	35,000	〃	〃	〃	〃
児童養護施設費	40,000	〃	〃	〃	〃
管理運営費	51,000	〃	〃	〃	〃
指定難病等対策事業費	29,000	〃	〃	〃	〃
公立大学法人関係事業費	53,000	〃	〃	〃	〃
薬事審査指導費	4,000	〃	〃	〃	〃
環境修復事業費	3,709,000	〃	〃	〃	〃
水道事業会計支出金	237,000	〃	〃	〃	〃
農業試験研究管理費	13,000	〃	〃	〃	〃
家畜衛生危機管理体制維持事業費	2,000	〃	〃	〃	〃
土地改良費	313,000	〃	〃	〃	〃
農地防災事業費	1,479,000	〃	〃	〃	〃
中山間振興費	314,000	〃	〃	〃	〃
農村振興費	95,000	〃	〃	〃	〃
国営等推進費	456,000	〃	〃	〃	〃
みえ森林・林業アカデミー拠点整備事業費	145,000	〃	〃	〃	〃
林道費	194,000	〃	〃	〃	〃

治山費	2,746,000	〃	〃	〃	〃
自然に親しむ施設整備事業費	8,000	〃	〃	〃	〃
漁業取締船整備費	48,000	〃	〃	〃	〃
水産基盤整備費	866,000	〃	〃	〃	〃
水産業研究施設機器整備費	159,000	〃	〃	〃	〃
県営サンアリーナ環境整備費	210,000	〃	〃	〃	〃
鈴鹿山麓研究学園 都市センター管理費	110,000	〃	〃	〃	〃
工業試験研究管理費	11,000	〃	〃	〃	〃
公共事業関係システム事業費	67,000	〃	〃	〃	〃
公共土木施設維持費	10,698,000	〃	〃	〃	〃
道路橋りょう総務費	45,000	〃	〃	〃	〃
道路橋りょう保全費	1,794,000	〃	〃	〃	〃
道路橋りょう新設改良費	17,263,000	〃	〃	〃	〃
河川総務費	5,000	〃	〃	〃	〃
河川改良費	6,758,000	〃	〃	〃	〃
砂防費	1,937,000	〃	〃	〃	〃
海岸保全費	921,000	〃	〃	〃	〃

港湾建設費	1,059,000	〃	〃	〃	〃
街路事業費	339,000	〃	〃	〃	〃
公園費	203,000	〃	〃	〃	〃
住宅建設費	100,000	〃	〃	〃	〃
県単警察施設整備費	895,000	〃	〃	〃	〃
交通安全施設整備費	1,254,000	〃	〃	〃	〃
教職員人事管理システム運営費	313,000	〃	〃	〃	〃
教職員住宅費	21,000	〃	〃	〃	〃
実習船運営費	56,000	〃	〃	〃	〃
学校情報ネットワーク事業費	66,000	〃	〃	〃	〃
実習船建造事業費	12,000	〃	〃	〃	〃
高等学校建設費	1,549,000	〃	〃	〃	〃
特別支援学校スクールバス整備事業費	31,000	〃	〃	〃	〃
特別支援学校建設費	228,000	〃	〃	〃	〃
林野災害復旧費	36,000	〃	〃	〃	〃
漁港災害復旧費	102,000	〃	〃	〃	〃
海岸災害復旧費	48,000	〃	〃	〃	〃

平成31年災害土木復旧費	161,000	〃	〃	〃	〃
令和2年災害土木復旧費	1,618,000	〃	〃	〃	〃
令和3年災害土木復旧費	1,694,000	〃	〃	〃	〃
令和4年災害土木復旧費	40,000	〃	〃	〃	〃
臨時財政対策債	58,817,000	〃	〃	〃	〃
退職手当債	1,749,000	〃	〃	〃	〃
減収補てん債	1,360,000	〃	〃	〃	〃
計	127,661,000				

令和3年度三重県債管理特別会計予算

令和3年度三重県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ147,040,131千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 繰入	金	117,564,788
	1 一般会計繰入金	110,889,445
2 財産収入	2 基金繰入金	6,675,343
	収入	75,343

	1 財 産 運 用 収 入	75, 343
3 県 債		29, 400, 000
	1 県 債	29, 400, 000
歳 入 合 計		147, 040, 131

歳 出

	項 目	金 額
1 公 債 費		147, 040, 131 千円
	1 公 債 費	147, 040, 131
歳 出 合 計		147, 040, 131

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（令和3年度発行分）	令和3年度～令和13年度	共同発行団体による共同発行の総額1,375,000,000千円から三重県の調達額を除いた額及びこれに対する利子相当額	

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 29,400,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれ起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換ええることができるものとする。
計	29,400,000			

令和3年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算

令和3年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,753,203千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 諸 収 入		千円
		1,242,203
2 県 債	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,242,203
	債	511,000
歳 入	1 県 債	511,000
	合 計	1,753,203

歳 出

款	項	金 額
1 総合医療センター資金貸付費		千円 1,753,203
	1 総合医療センター資金貸付費	1,753,203
歳 出 合 計		1,753,203

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院設備整備事業	千円 511,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	511,000			

令和3年度三重県国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度三重県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ161,478,711千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		46,296,531
	1 負 担 金	46,296,531
2 国 庫 支 出 金		42,104,291
	1 国 庫 負 担 金	30,223,469
	2 国 庫 補 助 金	11,880,822

3 財	産 収 入			939
		1 財	産 運 用 収 入	939
4 繰	入 金			10,690,657
		1 一	般 会 計 繰 入 金	9,990,687
		2 基	金 繰 入 金	699,970
6 諸	収 入			62,386,292
		2 前	期 高 齢 者 交 付 金	62,146,590
		3 共	同 事 業 交 付 金	239,667
		4 雑	入	10
		5 県	預 金 利 子	25
7 繰	越 金			1
		1 繰	越 金	1
	歳 入	合 計		161,478,711

歳 出

款	項	金額
1 国民健康保険事業費		千円 161,478,711
	1 国民健康保険事業費	161,478,711
歳 出 合 計		161,478,711

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
国保事業費納付金等算定標準システムに係る保守委託	令和3年度～令和8年度		千円 5,723
国保事業費納付金等算定標準システムに係る運用委託	令和3年度～令和8年度		5,198

令和3年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和3年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ257,604千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
2 諸 収 入		千円 243,719
	1 預 金 利 子	30
	2 貸 付 金 元 利 収 入	243,355
	3 雑 入	334
5 繰 入 金		13,885
	1 一 般 会 計 繰 入 金	13,885
歳 入 合 計		257,604

歳 出	款	項	金 額
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 257,604
	1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	257,604
歳	出	合 計	257,604

令和3年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算

令和3年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,299,987千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 72,674
	1 負 担 金	72,674
2 使 用 料 及 び 手 数 料		890,100
	1 使 用 料	880,627
	2 手 数 料	9,473
3 繰 入 金		1,300,927

	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,300,927
4 諸 収 入		15,796
	1 雑 入	15,796
6 国 庫 支 出 金		19,913
	1 国 庫 補 助 金	19,913
7 財 産 収 入		577
	1 財 産 運 用 収 入	577
歳 入 合 計		2,299,987

歳 出	項 目	金 額
1 子 ども 心 身 発 達 医 療 セ ン タ ー 費		千円 2,299,987
	1 子 ども 心 身 発 達 医 療 セ ン タ ー 費	2,299,987
歳 出 合 計		2,299,987

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
子ども心身発達医療センター施設総合管理業務委託に係る契約	令和3年度～令和8年度		千円 282,160
子ども心身発達医療センター清掃業務委託に係る契約	令和3年度～令和8年度		316,655
子ども心身発達医療センター宿日直業務委託に係る契約	令和3年度～令和8年度		56,395

令和3年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算

令和3年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,895千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入	金	千円 68
	1 一 般 会 計 繰 入 金	68
2 繰 越	金	44,619
	1 繰 越 金	44,619
3 諸 収 入		40,208
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	38,779
	3 雑 入	1,428

歳 入	合 計	84,895
歳 出		
款	項	金 額
1 就農施設等資金貸付事業費		千円 84,895
	1 就農施設等資金貸付事業費	84,895
歳 出	合 計	84,895

令和3年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算

令和3年度三重県地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ251,451千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1,921
	1 使用料	1,921
3 繰入金		133,506
	1 一般会計繰入金	133,506
4 諸収入		16,024
	1 雑入	16,024
5 県債		100,000

1 県	債	100,000
歳 入	合 計	251,451

歳 出	款	項	金 額
1 地方卸売市場事業費			千円 251,451
	1 地方卸売市場事業費		251,451
歳 出	合 計		251,451

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場施設維持管理費	千円 100,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	100,000			

令和3年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算

- 令和3年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ601,516千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
 (一時借入金)
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、159,690千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 631
	1 一 般 会 計 繰 入 金	631
2 繰 越 金		105,314
	1 繰 越 金	105,314
3 諸 収 入		495,571
	1 預 金 利 子	3
	2 貸 付 金 元 利 収 入	335,758

	3 雑	入	159,810
	歳 入	計	601,516
歳 出			
	款	項	金 額
1 林業改善資金貸付事業費			千円 601,516
	1 林業改善資金貸付事業費		601,516
歳 出	合 計	計	601,516

令和3年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

令和3年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ243,241千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 761
	1 一 般 会 計 繰 入 金	761
2 繰 越 金		231,688
	1 繰 越 金	231,688
3 諸 収 入		10,792
	1 預 金 利 子	7
	2 貸 付 金 元 利 収 入	10,375
	3 雑 入	410

歳 入		合 計		243,241
歳 出				
歳 入	歳 出	項 目	金 額	千円
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費				243,241
		1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		243,241
歳 入	歳 出	合 計		243,241

令和3年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算

令和3年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ418,711千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
2 繰 入 金		千円 24,598
	1 一 般 会 計 繰 入 金	24,598
3 繰 越 金		24,266
	1 繰 越 金	24,266
4 諸 収 入		369,847
	1 預 金 利 子	7
	2 貸 付 金 元 利 収 入	332,160
	3 雑 入	37,680

歳 入		合 計		418,711
歳 出				
歳 入	歳 出	項 目	金 額	千円
1 中小企業者等支援資金貸付事業費				418,711
		1 中小企業者等支援資金貸付事業費		418,711
歳 出	合 計			418,711

令和3年度三重県港湾整備事業特別会計予算

令和3年度三重県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ160,729千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 52,108
	1 使用料	52,108
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		27,649
	1 雑収入	27,649
9 繰入金		80,971
	1 一般会計繰入金	80,971

歳 入		計	160,729
歳 出			
款	項	金	額
1 港湾整備事業費			千円 160,729
	1 港湾整備事業費		160,729
歳 出	合 計		160,729

令和3年度三重県水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度三重県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 区 域	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、桑名郡、三重郡、多気郡、度会郡玉城町及び度会町
(2) 年 間 総 給 水 量	72,642,628 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	199,021 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	業務設備及び改良事業 事業費 132,585千円 北勢水道改良事業 事業費 1,510,437千円 中勢水道改良事業 事業費 2,088,684千円 南勢水道改良事業 事業費 832,797千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 水道事業収益	収入	10,167,750千円
第1項 営業収益		8,779,866千円
第2項 営業外収益		1,387,884千円
第1款 水道事業費用	支出	9,936,551千円
第1項 営業費用		8,873,671千円

第2項 営業外費用 1,060,880千円
 第3項 予備費 2,000千円
 (資本的収入及び支出)
 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,290,390千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額358,925千円及び過年度分損益勘定留保資金3,931,465千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入 2,223,079千円
 第1項 補助金 340,520千円
 第2項 出資金 296,032千円
 第3項 負担金 436,527千円
 第4項 長期貸付金償還金 1,150,000千円

支出

第1款 資本的支出 6,513,469千円
 第1項 建設改良費 4,622,713千円
 第2項 償還金 1,890,756千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
送水管布設替工事に係る契約	令和4年度	645,700千円
電気設備工事等に係る契約	令和3年度から令和7年度	2,263,096千円
浄水場等設備点検整備業務委託に係る契約	令和4年度から令和7年度	86,361千円
取水・導水施設詳細設計業務委託に係る契約	令和3年度から令和4年度	143,000千円
電気需給に係る契約	令和3年度から令和4年度	279,026千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 職員給与と費

(2) 消費税及び地方消費税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与と費 1,016,799千円

(2) 交際費 26千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、388,903千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、16,000千円と定める。

令和3年度三重県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度三重県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水会社数	92社		
(2) 年間総給水量	216,168,820m ³		
(3) 一日平均給水量	592,243m ³		
(4) 主要な建設改良事業	業務設備及び改良事業	事業費	181,040千円
	北伊勢工業用水道改良事業	事業費	3,926,531千円
	松阪工業用水道改良事業	事業費	479,703千円
	中伊勢工業用水道改良事業	事業費	197,867千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 工業用水道事業収益	6,303,488千円	入
第1項 営業収益	5,935,167千円	
第2項 営業外収益	368,321千円	
第1款 工業用水道事業費用	6,042,260千円	出
第1項 営業費用	5,775,864千円	
第2項 営業外費用	264,396千円	
第3項 予備費	2,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,377,954千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額439,833千円及び過年度分損益勘定留保資金2,938,121千円で補てんするものとする。)

収 入			支 出		
第1款	資本的収入	2,628,350千円	第1款	資本的支出	6,006,304千円
第1項	企業債	1,965,000千円	第1項	建設改良費	4,983,243千円
第2項	補助金	233,500千円	第2項	償還金	1,023,061千円
第3項	出資金	318,102千円			
第4項	負担金	111,748千円			

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	項	期 間	限 度 額
電気設備工事	に係る契約	令和4年度から令和7年度	1,244,320千円
電気設備取替工事	等に係る契約	令和3年度から令和4年度	509,424千円
制水弁取替工事	に係る契約	令和4年度	88,000千円
配水管布設工事	等に係る契約	令和4年度から令和5年度	2,047,100千円
浄水場機械設備取替工事	に係る契約	令和4年度	813,000千円
水管橋撤去工事	に係る契約	令和4年度	56,100千円
電気需用給	に係る契約	令和3年度から令和4年度	138,539千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(1) 北伊勢工業用水道改良事業	1,627,000千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれ起債限度額とすることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
(2) 松阪工業用水道改良事業	236,000千円	〃	〃	〃
(3) 中伊勢工業用水道改良事業	102,000千円	〃	〃	〃

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 職員給与費
- (2) 消費税及び地方消費税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 662,522千円
- (2) 交際費 19千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,480千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和3年度三重県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度三重県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主要な事業施設撤去事業費 810,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	支 出
第1款 電気事業収益	1,196千円	
第1項 営業外収益	1,196千円	
第1款 電気事業費用		1,430,679千円
第1項 営業費用		1,013,237千円
第2項 営業外費用		1,639千円
第3項 特別損失		413,803千円
第4項 予備費		2,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 職員給与費
- (2) 消費税及び地方消費税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 167,249 千円
- (2) 交際費 31 千円

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、720 千円である。

令和3年度三重県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度三重県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	770床
一	般	病	床
精	神	病	床
療	養	病	床
(2) 年	間	患	者
入		数	178,458人
外		院	来
(3) 一	日	平	均
入		患	者
外		数	489人
		院	来
			577人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款	病	院	事	業	収	益	5,413,841千円
第1項	医	業	収	益			2,689,242千円
第2項	医	業	外	収	益		2,724,599千円
						入	

支 第1款 病院事業費用 第1項 医療費用 第2項 医療外費用 (資本的収入及び支出) 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額418,440千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,922千円及び過年度分損益勘定留保資金416,518千円で補てんするものとする。) 収入 第1款 資本的収入 第1項 企業債 第2項 県費負担金 第3項 短期貸付金返還金 支出 第1款 資本的支出 第1項 建設改良費 第2項 企業債償還金 第3項 長期借入金償還金 第4項 長期貸付金 第5項 短期貸付金	出 5,305,979千円 5,161,755千円 144,224千円 1,429,356千円 411,800千円 417,556千円 600,000千円 1,847,796千円 451,882千円 702,914千円 90,000千円 3,000千円 600,000千円
--	---

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療情報システム保守業務委託に係る契約	令和4年度から令和8年度まで	70,030千円
警備業務委託に係る契約	令和4年度から令和6年度まで	33,480千円
ガス需給に係る契約	令和4年度	21,333千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院施設及び設備整備事業	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれ起債限度額とすることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,800,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 材料費に不足が生じた場合における医薬費用及び医薬外費用の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医薬費用及び医薬外費用の間の流用
- (3) 消費税雑損失に不足が生じた場合における医薬費用及び医薬外費用の間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費
2,808,492千円

(2) 交 際 費 73 千円
(他会計からの補助金)
第10条 病院事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、138,214千円である。
(たな卸資産購入限度額)
第11条 たな卸資産の購入限度額は、144,801千円と定める。

令和3年度三重県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度三重県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域 関 連 市 町	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、員弁郡、三重郡、多気郡多気町及び明和町、度会郡玉城町																		
(2) 年 間 総 処 理 水 量	85,567,000m ³																		
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	234,430m ³																		
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	<table border="1"> <tr> <td>国補北勢沿岸流域下水道（北部）建設事業</td> <td>事 業 費</td> <td>463,425千円</td> </tr> <tr> <td>国補北勢沿岸流域下水道（南部）建設事業</td> <td>事 業 費</td> <td>4,551,442千円</td> </tr> <tr> <td>国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設事業</td> <td>事 業 費</td> <td>101,955千円</td> </tr> <tr> <td>国補中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設事業</td> <td>事 業 費</td> <td>227,472千円</td> </tr> <tr> <td>国補中勢沿岸流域下水道（松阪）建設事業</td> <td>事 業 費</td> <td>417,884千円</td> </tr> <tr> <td>国補宮川流域下水道（宮川）建設事業</td> <td>事 業 費</td> <td>861,840千円</td> </tr> </table>	国補北勢沿岸流域下水道（北部）建設事業	事 業 費	463,425千円	国補北勢沿岸流域下水道（南部）建設事業	事 業 費	4,551,442千円	国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設事業	事 業 費	101,955千円	国補中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設事業	事 業 費	227,472千円	国補中勢沿岸流域下水道（松阪）建設事業	事 業 費	417,884千円	国補宮川流域下水道（宮川）建設事業	事 業 費	861,840千円
国補北勢沿岸流域下水道（北部）建設事業	事 業 費	463,425千円																	
国補北勢沿岸流域下水道（南部）建設事業	事 業 費	4,551,442千円																	
国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設事業	事 業 費	101,955千円																	
国補中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設事業	事 業 費	227,472千円																	
国補中勢沿岸流域下水道（松阪）建設事業	事 業 費	417,884千円																	
国補宮川流域下水道（宮川）建設事業	事 業 費	861,840千円																	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 流域下水道事業収益	14,145,132千円	
第1項 営業収益	6,375,437千円	
第2項 営業外収益	7,769,695千円	
	支 出	
第1款 流域下水道事業費用	13,994,737千円	

【第21号 令和3年度三重県流域下水道事業会計予算】

第1項 営業費用	13,197,557千円
第2項 営業外費用	796,680千円
第3項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額689,388千円は、当年度分損益勘定留保資金579,844千円及び当年度利益剰余金処分額109,544千円で補てんするものとする。）。

収入		支出	
第1款 資本的収入	9,145,285千円	第1款 資本的支出	9,834,673千円
第1項 企業債	1,767,700千円	第1項 建設改良費	6,705,173千円
第2項 補助金	5,962,823千円	第2項 償還金	3,129,500千円
第3項 負担金	1,414,762千円		

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができ得る事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
下水道事業（北勢沿岸流域下水道 ほか2流域下水道）に係る契約 (企業債)	令和4年度から令和6年度	8,211,400千円

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(1) 下水道事業	1,404,700千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれ起債限度額とすることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
(2) 資本費平準化債 (一時借入金)	363,000千円	〃	〃	〃
第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。 (予定支出の各項の経費の金額の流用)				
第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に不足が生じた場合） (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)				
第9条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。				
(1) 職員給与費		403,227千円		
(他会計からの補助金)				
第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,668,790千円である。 (利益剰余金の処分)				
第11条 当年度利益剰余金のうち109,544千円は、次のとおり処分するものと定める。				
(1) 減債積立金		109,544千円		

令和2年度三重県一般会計補正予算（第14号）

令和2年度三重県一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,678,732千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ865,147,042千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。
(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計	
1 県 税		248,721,000	△2,154,000	246,567,000	
	1 県 民 税	77,680,000	613,000	78,293,000	
	2 事 業 税	54,533,000	△1,761,000	52,772,000	
	3 地 方 消 費 税	59,429,000	△1,004,000	58,425,000	
	5 県 た ば こ 税	1,900,000	△50,000	1,850,000	
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,611,000	△147,000	1,464,000	
	7 自 動 車 税	28,821,000	77,000	28,898,000	
	12 産 業 廃 棄 物 税	427,000	118,000	545,000	
	2 地 方 消 費 税 清 算 金		78,961,000	426,000	79,387,000
		1 地 方 消 費 税 清 算 金	78,961,000	426,000	79,387,000
	3 地 方 譲 与 税		30,493,000	△2,011,000	28,482,000
		2 石 油 ガ ス 譲 与 税	104,000	△39,000	65,000

	3 地方揮発油譲与税	2,515,000	△279,000	2,236,000
	6 特別法人事業譲与税	27,550,000	△1,693,000	25,857,000
5 地方交付税		143,153,503	△50,000	143,103,503
	1 地方交付税	143,153,503	△50,000	143,103,503
7 分担金及び負担金		2,960,258	△3,079	2,957,179
	1 分担金	427,776	△5,491	422,285
	2 負担金	2,532,482	2,412	2,534,894
8 使用料及び手数料		8,962,453	△15,149	8,947,304
	1 使用料	5,955,747	△23,154	5,932,593
	2 手数料	3,006,706	8,005	3,014,711
9 国庫支出金		174,880,537	△6,838,258	168,042,279
	1 国庫負担金	56,774,663	△4,120,975	52,653,688
	2 国庫補助金	116,472,666	△2,661,926	113,810,740
	3 委託金	1,633,208	△55,357	1,577,851
10 財産収入		1,822,929	1,328,371	3,151,300

	1 財産運用収入	501,752	5,726	507,478
	2 財産売却収入	1,321,177	1,322,645	2,643,822
11 寄附金		260,678	45,510	306,188
	1 寄附金	260,678	45,510	306,188
12 繰入金		25,473,410	△3,517,844	21,955,566
	2 基金繰入金	19,508,404	△3,517,844	15,990,560
14 諸収入		24,073,032	△3,146,283	20,926,749
	1 延滞金、加算金及び過料等	310,130	3,739	313,869
	2 県預金利子	6,311	△1,632	4,679
	3 公営企業貸付金元利収入	2,590,128	△102	2,590,026
	4 貸付金元利収入	4,107,014	△128,951	3,978,063
	5 受託事業収入	4,552,102	△760,810	3,791,292
	6 収益事業収入	4,184,436	162,667	4,347,103
	8 雑収入	8,322,811	△2,421,194	5,901,617
15 果債		133,729,000	1,257,000	134,986,000

	1 県	債	133,729,000	1,257,000	134,986,000
歳	入	合 計	879,825,774	△14,678,732	865,147,042

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,409,128	△4,662	1,404,466
	1 議会費	1,409,128	△4,662	1,404,466
2 総務費		61,692,993	△3,518,281	58,174,712
	1 総務管理費	18,286,515	△22,577	18,263,938
	2 企画費	1,388,792	△73,180	1,315,612
	3 統計調査費	1,149,471	△20,409	1,129,062
	4 徴税費	11,260,767	△2,825,770	8,434,997
	5 生活文化費	4,228,993	△128,206	4,100,787
	6 地域振興費	9,273,714	△175,874	9,097,840
	7 選挙費	50,324	△3,181	47,143
	8 防災費	6,507,564	△30,992	6,476,572
	9 人事委員会費	120,967	△1,845	119,122
10 監査委員費	237,929	△3,734	234,195	

	12	スポーツ推進費	9,187,957	△232,513	8,955,444
3 民生費			130,277,229	△3,313,765	126,963,464
	1	社会福祉費	100,698,691	△2,352,241	98,346,450
	2	児童福祉費	26,773,190	△986,357	25,786,833
	3	生活保護費	2,760,744	26,726	2,787,470
	4	災害救助費	44,604	△1,893	42,711
4 衛生費			70,039,674	△47,762	69,991,912
	1	公衆衛生費	53,846,333	△239,364	53,606,969
	2	環境衛生費	149,924	△2,705	147,219
	3	保健所費	71,432	805	72,237
	4	医薬費	4,954,947	△9,926	4,945,021
	5	病院費	5,144,225	416,522	5,560,747
5 労働費	6	環境保全費	5,872,813	△213,094	5,659,719
	1	労政費	730,344	△126,125	604,219

	2 職業訓練費	726,816	△28,947	697,869
	3 労働委員会費	102,007	△1,882	100,125
6 農林水産業費		42,543,567	△3,169,513	39,374,054
	1 農業費	11,645,367	△856,614	10,788,753
	2 畜産業費	2,280,789	△111,320	2,169,469
	3 農地費	14,583,187	△957,995	13,625,192
	4 林業費	9,058,882	△17,324	9,041,558
7 商工業費	5 水産業費	4,975,342	△1,226,260	3,749,082
		29,635,729	△2,878,716	26,757,013
8 土木費	1 商工業費	29,635,729	△2,878,716	26,757,013
		107,179,397	962,833	108,142,230
	1 土木管理費	21,217,911	△497,242	20,720,669
	2 道路橋りょう費	42,735,667	1,547,003	44,282,670
	3 河川海岸費	30,922,918	4,761	30,927,679
	4 港湾費	3,953,093	△34,444	3,918,649

	5 都市計画費	7,319,507	△20,009	7,299,498
	6 住宅費	1,030,301	△37,236	993,065
9 警察費		39,181,590	△317,424	38,864,166
	1 警察管理費	35,910,322	△280,406	35,629,916
	2 警察活動費	3,271,268	△37,018	3,234,250
10 教育費		169,232,716	△1,507,198	167,725,518
	1 教育総務費	25,588,479	△413,529	25,174,950
	2 小学校費	54,132,382	△296,657	53,835,725
	3 中学校費	29,638,669	△233,430	29,405,239
	4 高等学校費	36,371,185	△86,240	36,284,945
	5 特別支援学校費	12,856,640	△102,689	12,753,951
	6 社会教育費	685,143	△103,813	581,330
	7 保健体育費	449,414	△13,793	435,621
	8 私学振興費	7,969,482	△210,671	7,758,811
	9 私立幼稚園費	1,541,322	△46,376	1,494,946

11 災 害 復 旧 費		9,444,804	△4,621,830	4,822,974
	1 農林水産施設災害復旧費	2,346,755	△2,107,470	239,285
	2 土木施設災害復旧費	7,098,049	△2,514,360	4,583,689
12 公 債 費		108,756,810	2,379,481	111,136,291
	1 公 債 費	108,756,810	2,379,481	111,136,291
13 諸 支 出 金		108,822,970	1,515,059	110,338,029
	1 地方消費税清算金	61,968,054	828,803	62,796,857
	2 利子割交付金	276,000	9,063	285,063
	3 配当割交付金	1,339,000	△6,556	1,332,444
	4 株式等譲渡所得割交付金	950,990	489,718	1,440,708
	5 法人事業税交付金	2,524,000	△41,419	2,482,581
	6 地方消費税交付金	39,935,395	219,407	40,154,802
	7 ゴルフ場利用税交付金	1,128,931	△45,004	1,083,927
	9 環境性能割交付金	700,000	61,047	761,047
歳 出 合 計		879,825,774	△14,678,732	865,147,042

第2表 繰越明許費補正
追加

款	項	事業名	金額
2 総務費			1,529,397
	1 総務管理費	県庁舎等維持修繕費	250,000
	5 生活文化費	交通弱者の交通事故防止事業費	11,473
	6 地域振興費	木曾岬干拓地整備事業費	122,174
		情報ネットワーク及び行政情報システムの整備と適正な運用事業費	72,560
		生活活性化促進事業費	15,250
	8 防災費	広域鉄道維持確保対策事業費	16,000
		広域防災拠点維持管理費	13,128
		防災行政無線整備事業費	877,000
	12 スポーツ推進費	三重とこわか国体・三重とこわか大会開催準備事業費	151,812
3 民生費			2,820
	1 社会福祉費	介護保険制度実施関係事業費	2,820
4 衛生費			952,029

6 農 林 水 産 業 費	1 公 衆 衛 生 費	防 疫 対 策 費	511, 122
	4 医 薬 院 費	公 立 大 学 法 人 関 係 事 業 費	143, 576
	5 病 院 費	病 院 事 業 会 計 支 出 金	48, 984
	6 環 境 保 全 費	環 境 修 復 事 業 費	248, 347
			1, 350, 232
	1 農 業 費	定 番 化 に 向 け た 伊 勢 茶 輸 出 力 強 化 事 業 費	8, 114
2 畜 産 業 費	地 域 農 政 推 進 対 策 事 業 費	6, 367	
	み え の 食 肉 安 心 ・ 安 全 ・ 安 定 供 給 事 業 費	77, 650	
	家 畜 衛 生 防 疫 事 業 費	2, 000	
3 農 地 費	県 単 土 地 基 盤 整 備 事 業 費	18, 957	
	県 営 水 環 境 整 備 事 業 費	13, 440	
	海 岸 保 全 施 設 整 備 事 業 費	115, 500	
	団 体 営 農 村 振 興 総 合 整 備 事 業 費	39, 100	
	団 体 営 農 業 集 落 排 水 整 備 促 進 事 業 費	40, 900	
	県 営 農 村 振 興 総 合 整 備 事 業 費	110, 396	

	命と暮らしを守る農道保全対策事業費	63,000	
4 林業費	みえ森林・林業アカデミー事業費	7,530	
	林業・木材産業構造改革事業費	25,868	
	造林事業費	146,068	
	県単造林事業費	9,925	
	災害に強い森林づくり推進事業費	154,345	
	県単林道事業費	11,991	
	5 水産業費	環境変化に対応した新たなみえのスマート真珠養殖確立事業費	9,900
		漁業取締船整備費	73,822
		栽培漁業センター整備費	1,932
		県単漁港改良事業費	14,700
漁港・海岸維持修繕事業費		13,000	
県単沿岸漁場整備事業費		32,550	
広域漁場整備事業費		132,720	
市町営農山漁村地域整備事業費 (水産基盤整備)		45,933	

		海女漁業等環境基盤整備事業費	158,774
		三重の未来を紡ぎ繋げる漁業振興事業費	15,750
7	商	費	25,593
		1 商 工 業 費	9,800
		企業誘致・投資促進事業費	
		太平洋・島サミット推進事業費	15,793
8	土	費	9,471,073
		1 土 木 管 理 費	5,440,832
		公共土木施設維持管理費	
		公共土木施設維持管理費(臨時交付金)	57,000
		県単災害関連推進事業費	12,300
		2 道 路 橋 り よ う 費	17,770
		道 路 調 査 費	
		国 補 道 路 交 通 調 査 費	14,100
		高 速 道 路 関 連 施 設 整 備 対 策 事 業 費	41,715
		道 路 交 通 セ ン サ ー 事 業 費	154,317
		県 単 道 路 交 通 安 全 対 策 費	48,780
		県 単 道 路 改 築 費	232,443

	3 河 川 海 岸 費	地方道路整備（改築）事業費 河 川 調 査 費 756,778 宮 川 堰 堤 維 持 費 15,010 君 ヶ 野 堰 堤 維 持 費 216,832 滝 川 ダ ム 維 持 費 36,660 鳥 羽 河 内 ダ ム 関 連 事 業 費 126,540 県 単 河 川 局 部 改 良 費 32,310 事 業 間 連 携 河 川 事 業 費 1,363,332 砂 防 調 査 費 70,050 県 単 通 常 砂 防 費 7,800 県 単 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 費 57,200 県 単 急 傾 斜 地 災 害 緊 急 対 策 事 業 費 172,790 海 岸 調 査 費 46,868 県 単 海 岸 局 部 改 良 費 3,000 井 田 海 岸 緊 急 保 全 事 業 費 69,930 120,000
--	-------------	---

		国補海岸災害関連事業費	27,300
	4 港	港 湾 調 査 費	6,000
		県 単 港 湾 改 修 費	94,691
		国補港湾災害関連事業費	13,650
	5 都 市	都 市 計 画 策 定 事 業 費	2,720
		民 間 活 力 導 入 推 進 事 業 費	968
		ウオークギャラリー一整備事業費	22,906
		国 補 公 園 事 業 費	53,270
		県 単 公 園 維 持 管 理 費	27,087
		都市公園等一体整備促進事業費	39,044
		公園維持管理費（臨時交付金）	69,080
9 警 察			19,831
	1 警 察 管 理	県 単 警 察 施 設 整 備 費	19,831
10 教 育			1,904,865
	4 高 等 学 校	情 報 教 育 事 業 費	209,575
		校 舎 そ の 他 建 築 費	1,335,661

11 災害復旧費	5 特別支援学校費	特別支援学校施設建築費	359,629
			3,425,443
	1 農林水産施設災害復旧費	団体営災害耕地復旧事業費	72,595
		林道施設災害復旧事業費	10,053
	2 土木施設災害復旧費	平成31年災害土木(建設)復旧費	753,062
		平成31年県単災害土木復旧費	1,259,400
		令和2年災害土木(建設)復旧費	1,005,283
		令和2年県単災害土木復旧費	325,050
	合	計	18,681,283

変更

款	項	補正		前		補正		後	
		事業名	金額	事業名	金額	事業名	金額	事業名	金額
2 総務費			24,420		千円		38,276		千円
	6 地域振興費	県土基礎調査推進事業費	24,420	県土基礎調査推進事業費	38,276				
3 民生費			508,136		1,064,611				
	1 社会福祉費	介護基盤整備関係事業費	330,750	介護基盤整備関係事業費	842,541				
		地域生活移行推進事業費	7,218	地域生活移行推進事業費	41,817				
	2 児童福祉費	県立児童厚生施設費	144,150	県立児童厚生施設費	147,788				
6 農林水産業費		児童相談センター費	26,018	児童相談センター費	32,465				
			7,415,741		12,129,357				
	2 畜産業費	高収益型畜産連携事業費	390,303	高収益型畜産連携事業費	450,816				
	3 農地費	県営かんがい排水事業費	593,500	県営かんがい排水事業費	949,450				
		団営かんがい排水事業費	57,600	団営かんがい排水事業費	84,010				
		基幹農業水利施設ストックマネジメント事業費	1,043,050	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業費	1,190,753				
		高度水利機能確保基盤整備事業費	1,292,846	高度水利機能確保基盤整備事業費	1,795,200				

		県営ため池等整備事業費	487,350	県営ため池等整備事業費	886,616
		団体営ため池等整備事業費	360,940	団体営ため池等整備事業費	428,806
		地すべり対策事業費	42,000	地すべり対策事業費	64,000
		農業用施設アースト	210,000	農業用施設アースト	231,000
		対策事業費		対策事業費	
		基幹土地改良施設防災	579,050	基幹土地改良施設防災	1,120,250
		機能拡充保全事業費		機能拡充保全事業費	
		県営中山間地域	162,500	県営中山間地域	479,666
		総合整備事業費		総合整備事業費	
		林道事業費	88,323	林道事業費	385,998
		治山事業費	980,552	治山事業費	1,755,631
		単治山事業費	73,500	単治山事業費	765,103
		自然に親しむ施設	33,975	自然に親しむ施設	89,462
		整備事業費		整備事業費	
5 水産業費	県営漁港海岸保全事業費	252,000	県営漁港海岸保全事業費	301,831	
	県営水産物供給基盤	52,000	県営水産物供給基盤	75,100	
	機能保全事業費		機能保全事業費		
	市町営水産物供給基盤	47,500	市町営水産物供給基盤	153,140	
	機能保全事業費		機能保全事業費		
	県営受託漁港海岸	160,165	県営受託漁港海岸	226,600	
	保全事業費		保全事業費		
県営漁港施設	31,000	県営漁港施設	48,955		
機能強化事業費		機能強化事業費			

7 商 工 費	費	1 商 工 業 費	県営水産生産業基盤費	310,500	県営水産生産業基盤費	479,883
			経営向上・経営革新支費	837,263	経営向上・経営革新支費	1,227,263
8 土 木 費	費	2 道路橋りょう費	16,687,446	16,687,446	41,928,856	
			道路維持交付金事業費	1,566,500	道路維持交付金事業費	4,259,225
			国補道路メンテナンス費(道路維持)	567,550	国補道路メンテナンス費(道路維持)	2,197,592
			国補土砂災害対策費(道路維持)	216,850	国補土砂災害対策費(道路維持)	484,860
			国補道路改築費	1,155,000	国補道路改築費	2,732,800
			道路整備交付金事業費	2,400,250	道路整備交付金事業費	9,988,394
			国補道路メンテナンス費(道路整備)	342,850	国補道路メンテナンス費(道路整備)	3,439,880
			国補土砂災害対策費(道路整備)	252,000	国補土砂災害対策費(道路整備)	450,010
			治水ダム建設事業費	510,000	治水ダム建設事業費	905,160
			河川整備交付金事業費	3,529,398	河川整備交付金事業費	5,383,688
		3 河川海岸費	大規模特定河川事業費	262,000	大規模特定河川事業費	428,240
			大規模更新河川事業費	176,000	大規模更新河川事業費	442,120

	砂防整備交付金事業費	2,469,050	砂防整備交付金事業費	4,495,085
	国補通常砂防事業費	147,000	国補通常砂防事業費	615,800
	海岸高潮対策(海岸)費	2,081,000	海岸高潮対策(海岸)費	3,423,700
	海岸保全施設整備 連携事業(海岸)費	52,000	海岸保全施設整備 連携事業(海岸)費	293,020
4	港 湾 国補港湾改修費	210,000	国補港湾改修費	331,240
	海岸侵食対策(港湾)費	146,000	海岸侵食対策(港湾)費	276,060
	海岸高潮対策(港湾)費	164,500	海岸高潮対策(港湾)費	437,980
5	都 市 国補街路事業費	51,833	国補街路事業費	175,943
	街路整備交付金事業費	324,165	街路整備交付金事業費	1,016,599
	都市公園安全対策事業費	63,500	都市公園安全対策事業費	151,460
	計	25,473,006		56,388,363
合				

第3表 債務負担行為補正
追加

事 項	期 間	限 度	額
広域災害救急医療情報システム業務利用委託に係る契約	令和2年度～令和3年度		5,280 千円
三重県広域災害・救急医療情報システム運営業務委託に係る契約	令和2年度～令和3年度		115,271
指定事業者台帳管理システム（クラウド版）利用に係る契約	令和2年度～令和3年度		967
指定事業者同報メール配信システム保守点検に係る契約	令和2年度～令和3年度		660
国民健康保険実績報告システム情報処理及びシステム保守委託に係る契約	令和2年度～令和3年度		565
軽症者等宿泊療養施設にかかる医療支援業務委託	令和2年度～令和3年度		213,619
軽症者等宿泊療養施設整備・運用業務委託	令和2年度～令和3年度		1,280,000
自宅療養者電話相談業務委託	令和2年度～令和3年度		60,000
援護システム運用支援業務委託に係る契約	令和2年度～令和3年度		1,211
生活保護等版レセプト管理クラウドサービス運用業務委託に係る契約	令和2年度～令和3年度		1,056
三重県障害者手帳交付システム保守運用サポート業務委託に係る契約	令和2年度～令和3年度		1,994
高齢者・障害者住宅整備資金貸付金償還事務システムサポート委託に係る契約	令和2年度～令和3年度		66

三重県障害福祉サービス指定事業者等管理システム 保守運用管理業務委託に係る契約	令和2年度～令和5年度	2, 892
知的障害者相談支援システム運用保守業務委託に係 る契約	令和2年度～令和3年度	264
特別児童扶養手当システム保守管理業務委託に係る 契約	令和2年度～令和3年度	1, 100
児童扶養手当現況届受付作業におけるAI-OCRシステ ムサービス利用及びスキヤナ保守業務委託に係る契 約	令和2年度～令和3年度	1, 617
情報管理対策機器保守委託に係る契約	令和2年度～令和4年度	8, 737

第4表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校運営管理費	千円 5,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
計	5,000			

変更

起債の目的	正			後		
	補 限度額	起債の方法	利率	補 限度額	起債の方法	利率
総務事務費	千円 125,000	普通貸借又は証券発行(他地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるために必要な起債限度額を加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。	8.5以内	千円 102,000	普通貸借又は証券発行(他地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるために必要な起債限度額を加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。	8.5以内
県庁舎等維持修繕費	560,000	同上	同上	533,000	同上	同上
番号制度等整備関係諸費	63,000	同上	同上	56,000	同上	同上
みえ県民交流センター業務費	20,000	同上	同上	19,000	同上	同上
総合文化センター施設保全費	26,000	同上	同上	19,000	同上	同上

美術館管理運営費	96,000	〃	〃	〃	〃	88,000	〃	〃	〃
斎宮歴史博物館管理運営費	11,000	〃	〃	〃	〃	8,000	〃	〃	〃
木曾岬干拓地整備事業費	1,506,000	〃	〃	〃	〃	1,484,000	〃	〃	〃
情報ネットワーク維持管理費	582,000	〃	〃	〃	〃	558,000	〃	〃	〃
総合文書管理システム整備 推進事業費	95,000	〃	〃	〃	〃	80,000	〃	〃	〃
防災へリコプター運航管理費	153,000	〃	〃	〃	〃	141,000	〃	〃	〃
DONETを活用した津波 予測・伝達システム等展開 事業費	19,000	〃	〃	〃	〃	14,000	〃	〃	〃
広域防災拠点維持管理費	16,000	〃	〃	〃	〃	14,000	〃	〃	〃
気象情報収集事業費	208,000	〃	〃	〃	〃	203,000	〃	〃	〃
防災行政無線整備事業費	4,255,000	〃	〃	〃	〃	4,256,000	〃	〃	〃
三重とこわか国体・ 三重とこわか大会開催準備 事業費	149,000	〃	〃	〃	〃	140,000	〃	〃	〃

三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿事業費	293,000	〃	〃	〃	〃	〃	291,000	〃	〃	〃
県営松阪野球場事業費	166,000	〃	〃	〃	〃	〃	126,000	〃	〃	〃
地域公共交通バリア解消 促進事業費	16,000	〃	〃	〃	〃	〃	13,000	〃	〃	〃
介護サービス施設・ 設備整備等推進事業費	101,000	〃	〃	〃	〃	〃	82,000	〃	〃	〃
身体障害者総合福祉 センター運営費	4,000	〃	〃	〃	〃	〃	3,000	〃	〃	〃
衛生試験研究管理費	3,000	〃	〃	〃	〃	〃	0	〃	〃	〃
公立大学法人関係事業費	180,000	〃	〃	〃	〃	〃	171,000	〃	〃	〃
環境修復事業費	1,407,000	〃	〃	〃	〃	〃	1,213,000	〃	〃	〃
土地改良費	1,589,000	〃	〃	〃	〃	〃	1,587,000	〃	〃	〃
農地防災事業費	1,375,000	〃	〃	〃	〃	〃	1,378,000	〃	〃	〃
農村振興費	172,000	〃	〃	〃	〃	〃	174,000	〃	〃	〃
国営等推進費	615,000	〃	〃	〃	〃	〃	581,000	〃	〃	〃

治山費	3,133,000	"	"	"	"	3,187,000	"	"	"
水産基盤整備費	1,296,000	"	"	"	"	1,015,000	"	"	"
県営サングラス環境整備費	225,000	"	"	"	"	214,000	"	"	"
公共土木施設維持費	9,395,000	"	"	"	"	9,394,000	"	"	"
道路橋りょう保全費	3,441,000	"	"	"	"	4,081,000	"	"	"
道路橋りょう新設改良費	23,651,000	"	"	"	"	23,881,000	"	"	"
河川改良費	14,271,000	"	"	"	"	14,364,000	"	"	"
砂防費	3,596,000	"	"	"	"	3,594,000	"	"	"
海岸保全費	2,570,000	"	"	"	"	2,550,000	"	"	"
港湾建設費	1,544,000	"	"	"	"	1,531,000	"	"	"
街路事業費	510,000	"	"	"	"	508,000	"	"	"
公園費	276,000	"	"	"	"	270,000	"	"	"

県警察施設整備費	1,575,000	"	"	"	"	1,499,000	"	"	"
交通安全施設整備費	837,000	"	"	"	"	833,000	"	"	"
教職員の人事運営費	71,000	"	"	"	"	59,000	"	"	"
総合教育センター運営費	44,000	"	"	"	"	30,000	"	"	"
情報教育充実支援事業費	728,000	"	"	"	"	935,000	"	"	"
高等学校建設費	1,062,000	"	"	"	"	1,041,000	"	"	"
特別支援学校建設費	70,000	"	"	"	"	74,000	"	"	"
林野災害復旧費	36,000	"	"	"	"	0	"	"	"
漁港災害復旧費	102,000	"	"	"	"	0	"	"	"
海岸災害復旧費	45,000	"	"	"	"	0	"	"	"
平成31年災害土木復旧費	2,733,000	"	"	"	"	2,619,000	"	"	"
令和2年災害土木復旧費	1,692,000	"	"	"	"	758,000	"	"	"

令和2年度三重県債管理特別会計補正予算（第2号）

令和2年度三重県債管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,394,121千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149,020,099千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 115,128,077	千円 2,390,111	千円 117,518,188
	1 一般会計繰入金	108,430,176	2,386,101	110,816,277
	2 基金繰入金	6,697,901	4,010	6,701,911
2 財産収入		97,901	4,010	101,911
	1 財産運用収入	97,901	4,010	101,911
歳入	合計	146,625,978	2,394,121	149,020,099

歳 出

歳 出 款 項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 費	146,625,978 千円	2,394,121 千円	149,020,099 千円
1 公 債 費	146,625,978	2,394,121	149,020,099
歳 出 合 計	146,625,978	2,394,121	149,020,099

令和2年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）

令和2年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
 (総則)

第1条 本年度の地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算の名称は、「令和2年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算」とする。
 (歳入歳出予算の補正)

第2条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ165千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,751,361千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸 収 入		千円 1,240,526	千円 △165	千円 1,240,361
	1 貸付金元利収入	1,240,526	△165	1,240,361
歳 入	合 計	1,751,526	△165	1,751,361

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総合医療センター資金貸付費		千円 1,751,526	千円 △165	千円 1,751,361
	1 総合医療センター資金貸付費	1,751,526	△165	1,751,361

歳	出	合	計	1,751,526	△165	1,751,361
---	---	---	---	-----------	------	-----------

令和2年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,970,664千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158,165,287千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 47,520,569	千円 △10,212	千円 47,510,357
	1 負担金	47,520,569	△10,212	47,510,357
2 国庫支出金		42,613,049	△6,102,001	36,511,048
	1 国庫負担金	30,925,060	△2,228,951	28,696,109
	2 国庫補助金	11,687,989	△3,873,050	7,814,939
3 財産収入		1,451	255	1,706
	1 財産運用収入	1,451	255	1,706
4 繰入金		10,584,392	△1,420,137	9,164,255

	1 一般会計繰入金	10,172,646	△1,008,391	9,164,255
	2 基金繰入金	411,746	△411,746	—
6 諸 収 入		60,629,084	561,432	61,190,516
	2 前期高齢者交付金	60,471,988	39,726	60,511,714
	3 共同事業交付金	147,534	△22,960	124,574
	4 雑 入	9,562	544,666	554,228
7 繰 越 金		3,787,406	△1	3,787,405
	1 繰 越 金	3,787,406	△1	3,787,405
	歳 入 合 計	165,135,951	△6,970,664	158,165,287
歳 出				
1 国民健康保険事業費		千円 165,135,951	千円 △6,970,664	千円 158,165,287
	1 国民健康保険事業費	165,135,951	△6,970,664	158,165,287
	歳 出 合 計	165,135,951	△6,970,664	158,165,287

令和2年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ640,233千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸 収 入		千円 229,881	千円 △5	千円 229,876
	1 預 金 利 子	30	△5	25
歳 入	合 計	640,238	△5	640,233

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 640,238	千円 △5	千円 640,233
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	640,238	△5	640,233
歳 出	合 計	640,238	△5	640,233

令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第4号）

令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38,703千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,240,656千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
 (繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 104,227	千円 △2,411	千円 101,816
	1 負 担 金	104,227	△2,411	101,816
2 使 用 料 及 び 手 数 料		773,728	△6,548	767,180
	1 使 用 料	766,519	△6,826	759,693
	2 手 数 料	7,209	278	7,487
3 繰 入 金		1,306,250	△30,110	1,276,140
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,306,250	△30,110	1,276,140

4 諸 収 入		11,949	1,758	13,707
	1 雑 入	11,272	1,758	13,030
6 国 庫 支 出 金		9,411	△1,392	8,019
	1 国 庫 補 助 金	9,411	△1,392	8,019
歳 入	合 計	2,279,359	△38,703	2,240,656

歳 出	項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 子 ども 心 身 発 達 医 療 セ ン タ ー 費		千円 2,279,359	千円 △38,703	千円 2,240,656
	1 子 ども 心 身 発 達 医 療 セ ン タ ー 費	2,279,359	△38,703	2,240,656
歳 出	合 計	2,279,359	△38,703	2,240,656

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 子 ども 心 身 発 達 医 療 セ ン タ ー 費	1 子 ども 心 身 発 達 医 療 セ ン タ ー 費	運 営 事 業 費	千円 1,754

令和2年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）

令和2年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ262千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98,864千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 収 入		千円 45,762	千円 △262	千円 45,500
	3 雑 入	1,691	△262	1,429
歳 入	合 計	99,126	△262	98,864

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 就農施設等資金貸付事業費		千円 99,126	千円 △262	千円 98,864
	1 就農施設等資金貸付事業費	99,126	△262	98,864
歳 出	合 計	99,126	△262	98,864

令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）

- 令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,274千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ700,590千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
 （地方債の補正）
 第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入 金		584,795	△1,274	583,521
	1 一般会計繰入金	584,795	△1,274	583,521
5 県 債		96,000	△4,000	92,000
	1 県 債	96,000	△4,000	92,000
歳 入	合 計	705,864	△5,274	700,590

歳 出

歳 出 款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地方卸売市場事業費		千円 705,864	千円 △5,274	千円 700,590
	1 地方卸売市場事業費	705,864	△5,274	700,590
歳 出	合 計	705,864	△5,274	700,590

第2表 地方債補正
変更

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場施設維持管理費	千円 96,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要ない金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。	千円 92,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要ない金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。				
計	96,000				92,000				92,000			

令和2年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67,784千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ571,699千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（一時借入金）

第2条 一時借入金の借入れの最高額から22,584千円を減額し、一時借入金の借入れの最高額を144,691千円とする。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 591	千円 △15	千円 576
	1 一般会計繰入金	591	△15	576
2 繰越金		126,553	△1	126,552
	1 繰越金	126,553	△1	126,552
3 諸収入		512,339	△67,768	444,571
	1 預金利子	16	△16	-

	2 貸付金元利収入	344,928	△45,168	299,760
	3 雑入	167,395	△22,584	144,811
歳入	合計	639,483	△67,784	571,699

歳出

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金貸付事業費			千円 639,483	千円 △67,784	千円 571,699
	1 林業改善資金貸付事業費		639,483	△67,784	571,699
歳出	合計		639,483	△67,784	571,699

令和2年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ613千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ364,274千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 入 金		千円 761	千円 △220	千円 541
	1 一 般 会 計 繰 入 金	761	△220	541
4 諸 収 入		8,194	833	9,027
	1 預 金 利 子	38	△17	21
	3 雑 入	410	850	1,260
歳 入	合 計	363,661	613	364,274

歳 出	款	項	補正前の額	補正額	計
1	沿岸漁業改善資金貸付事業費		千円 363,661	千円 613	千円 364,274
		1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	363,661	613	364,274
歳	出	合 計	363,661	613	364,274

令和2年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ911千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171,256千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 65,127	千円 1,072	千円 66,199
	1 使用料	65,127	1,072	66,199
3 諸収入		28,109	565	28,674
	1 雑入	28,109	565	28,674
9 繰入金		56,106	△726	55,380
	1 一般会計繰入金	56,106	△726	55,380
歳 入	合 計	170,345	911	171,256

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾整備事業費		千円 170,345	千円 911	千円 171,256
	1 港湾整備事業費	170,345	911	171,256
歳 出	合 計	170,345	911	171,256

令和2年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）

(総 則)

第1条 令和2年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 令和2年度三重県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決予定)	(変更増減)	(計)
(2) 年間 総 給 水 量	72,729,392 m ³	1,383,466 m ³	74,112,858 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	199,806 m ³	3,801 m ³	203,607 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
業務設備及び改良事業 事業 費	46,928千円	△22,378千円	24,550千円
北勢水道改良事業 事業 費	1,587,071千円	△74,127千円	1,512,944千円
中勢水道改良事業 事業 費	2,917,342千円	△59,181千円	2,858,161千円
南勢水道改良事業 事業 費	776,148千円	△115,084千円	661,064千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業 収 益	9,810,822千円	56,673千円	9,867,495千円
第1項 営業 収 益	8,808,294千円	57,833千円	8,866,127千円
第2項 営業 外 収 益	1,002,528千円	△1,160千円	1,001,368千円
第1款 水道事業 費 用	9,340,097千円	△35,565千円	9,304,532千円
第1項 営業 費 用	8,694,758千円	△89,244千円	8,605,514千円

第2項 営業外費用 643,339千円 53,679千円 697,018千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,470,566千円」を「4,242,336千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額444,029千円、減債積立金171,625千円及び過年度分損益勘定留保資金3,854,912千円で補てんするものとする。」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額424,898千円、減債積立金171,625千円及び過年度分損益勘定留保資金3,645,813千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	2,818,495千円	△43,093千円	2,775,402千円
第1項 補助金	650,396千円	553千円	650,949千円
第3項 負担金	477,742千円	△43,646千円	434,096千円
第1款 資本的支出	7,289,061千円	△271,323千円	7,017,738千円
第1項 建設改良費	5,386,600千円	△271,323千円	5,115,277千円
(1) 職員給与費	994,341千円	△2,768千円	991,573千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(他会計からの補助金)
第6条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「697,727千円」を「695,869千円」に改める。

令和2年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和2年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（業務の予定量）

第2条 令和2年度三重県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	（既決予定）	（変更増減）	（計）
(2) 年間総給水量	216,126,600 m ³	△1,129,154 m ³	214,997,446 m ³
(3) 一日平均給水量	592,128 m ³	△3,094 m ³	589,034 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
北伊勢工業用水道改良事業 事業費	5,163,829千円	△729,759千円	4,434,070千円
松阪工業用水道改良事業 事業費	101,793千円	△39,080千円	62,713千円
中伊勢工業用水道改良事業 事業費	128,401千円	△21,345千円	107,056千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 工業用水道事業収益	6,297,855千円	6,693千円	6,304,548千円
第1項 営業収益	5,929,110千円	8,532千円	5,937,642千円
第2項 営業外収益	368,745千円	△1,839千円	366,906千円
第1款 工業用水道事業費用	6,022,205千円	△87,542千円	5,934,663千円
第1項 営業費用	5,757,925千円	△87,234千円	5,670,691千円

第2項 営業外費用 262,280千円 △308千円 261,972千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,515,230千円」を「2,544,622千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額497,216千円、減債積立金351,533千円及び過年度分損益勘定留保資金1,666,481千円で補てんするものとする。」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額427,517千円、減債積立金351,533千円及び過年度分損益勘定留保資金1,765,572千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	4,189,356千円	△821,460千円	3,367,896千円
第1項 企業債	3,709,000千円	△760,000千円	2,949,000千円
第3項 出資金	321,170千円	△1,884千円	319,286千円
第4項 負担金	93,086千円	△59,576千円	33,510千円
支出			
第1款 資本的支出	6,704,586千円	△792,068千円	5,912,518千円
第1項 建設改良費	5,604,347千円	△792,068千円	4,812,279千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

起債の目的	限度額	
	(変更前)	(変更後)
(1) 北伊勢工業用水道改良事業	3,550,000千円	2,844,000千円
(2) 松阪工業用水道改良事業	93,000千円	55,000千円
(3) 中伊勢工業用水道改良事業	66,000千円	50,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	648,424千円	1,471千円	649,895千円

(他会計からの補助金)
 第7条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「3,480千円」を「3,495千円」に改める。

令和2年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）

(総 則)

第1条 令和2年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
 (業務の予定量)

第2条 令和2年度三重県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。
 (変更増減) (計)

(1) 主 要 な 事 業	(既決予定)	(変更増減)	(計)
施設撤去等事業費	140,000千円	△138,000千円	2,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 電気事業収益	2,314千円	△551千円	1,763千円
第1項 営業外収益	2,314千円	△551千円	1,763千円
第1款 電気事業費用	721,603千円	△172,545千円	549,058千円
第1項 営業費用	413,913千円	△172,356千円	241,557千円
第2項 営業外費用	5,690千円	△189千円	5,501千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与と費用	160,583千円	△63千円	160,520千円

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「760千円」を「765千円」に改める。

令和2年度三重県病院事業会計補正予算（第4号）

(総則)

第1条 令和2年度三重県病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
 (業務の予定量)

第2条 令和2年度三重県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(2) 年間患者数	(既決予定)	(変更増減)	(計)
入院	166,632人	△5,212人	161,420人
外来	125,087人	1,299人	126,386人
(3) 一日平均患者数			
入院	457人	△15人	442人
外来	515人	5人	520人

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	5,368,579千円	430,388千円	5,798,967千円
第1項 医療収益	2,511,498千円	△61,280千円	2,450,218千円
第2項 医療外収益	2,857,081千円	491,668千円	3,348,749千円
第1款 病院事業費用	5,435,611千円	480千円	5,436,091千円
第1項 医療費用	5,285,610千円	1,826千円	5,287,436千円

第2項 医療業外費用 150,001千円 △1,346千円 148,655千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「401,876千円」を「391,504千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,877千円及び過年度分損益勘定留保資金399,999千円で補てんする。」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,607千円及び過年度分損益勘定留保資金389,897千円で補てんする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	(科目)		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的収入	1,645,802千円	△55,768千円	1,590,034千円
第1項 企業債	274,900千円	△36,100千円	238,800千円
第2項 県費負担金	519,901千円	△20,669千円	499,232千円
第4項 国庫補助金	1,001千円	1,001千円	2,002千円
第1款 資本的支出	2,047,678千円	△66,140千円	1,981,538千円
第1項 建設改良費	416,359千円	△63,140千円	353,219千円
第4項 長期貸付金	3,600千円	△3,000千円	600千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

	起債の目的		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
病院施設及び設備整備事業	274,900千円	△36,100千円	238,800千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

	(科目)		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
(1) 職員給与費	2,715,037千円	△13,337千円	2,701,700千円
(2) 交際費	73千円	△13千円	60千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「138,191千円」を「137,379千円」に改める。
(たな卸資産購入限度額)

第8条 予算第11条中「138,354千円」を「146,509千円」に改める。

令和2年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第4号）

(総 則)

第1条 令和2年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収	入	支	出	
第1款 流域下水道事業収益	14,433,876千円		△216,729千円		14,217,147千円
第1項 営業収益	6,274,240千円		△3,082千円		6,271,158千円
第2項 営業外収益	8,077,492千円		△213,647千円		7,863,845千円
第1款 流域下水道事業費用		14,308,691千円	△254,625千円		14,054,066千円
第1項 営業費用		13,369,876千円	△254,947千円		13,114,929千円
第2項 営業外費用		845,697千円	322千円		846,019千円
(資本的収入及び支出)					
第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「709,303千円」を「706,178千円」に、「当年度分損益勘定留保資金628,026千円及び当年度利益剰余金処分額81,277千円で補てんする。」を「当年度分損益勘定留保資金597,467千円及び当年度利益剰余金処分額108,711千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。					
(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収	入	支	出	

第1款 資 本 的 収 入	8,688,416 千円	2,312 千円	8,690,728 千円
第2項 補 助 金	5,346,061 千円	2,312 千円	5,348,373 千円
第1款 資 本 的 支 出	9,397,719 千円	△813 千円	9,396,906 千円
第1項 建 設 改 良 費	6,396,646 千円	△500 千円	6,396,146 千円
第2項 債 還 金	3,001,073 千円	△313 千円	3,000,760 千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			
第4条 予 算 第 9 条 に 定 め た 経 費 の 金 額 を、 次 の よう に 改 め る。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	415,183 千円	2,823 千円	418,006 千円
(他会計からの補助金)			
第5条 予 算 第 10 条 に 定 め た 一 般 会 計 か ら こ の 会 計 へ 補 助 を 受 け る 金 額 「2,686,612 千円」 を 「2,685,064 千円」 に 改 め る。			
(利益剰余金の処分)			
第6条 予 算 第 11 条 に 定 め た 当 年 度 利 益 剰 余 金 の 処 分 額 を 次 の よう に 改 め る。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 減 債 積 立 金	81,277 千円	27,434 千円	108,711 千円

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
